

## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書

平成 31 年 2 月 13 日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様



陳情者 幕別町札内桂町 571 番地 70

上田 昭夫

## 陳情趣旨

2018 年 2 月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は 66.9% となり、反対の 29.3% を大きく上回ったことが明らかになりました。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える 30～39 歳における賛成・容認の割合は 84.4% にのびります。また同年 3 月 20 日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁しました。

これほどまでに世論の強い要望があり、また世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でもわが国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていません。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、以下のような問題が起こっています。

- ① 平均初婚年齢が 30 歳前後となっている現在では、男女とも婚姻前に個人としての信用・実績を積んでいる場合が多い。そのため、改姓には煩雑かつ膨大な事務手続、出費を強いられる。
- ② 産まれてからその姓で名乗り、周囲からも呼ばれ、社会的な信用・実績を築いてきた人が望まない改姓をすると、自己同一性を失い、大きな苦痛を受ける場合がある。また、社会的圧力から 96% は女性が改姓しており、平等な状態にない。
- ③ 少子化が進む現代では一人っ子も増えている。代々の姓を継承したい人同士の場合、どちらかが強制的に改姓せざるを得ない現行制度が婚姻の妨げとなり、非婚化、ひいては少子化の原因となっている。
- ④ 改姓すると同一人物とみなされず、社会的信用・実績が断絶される。そのため、戸籍姓の使用が必須となる研究者や特許保持者、医師や看護師など、わが国の知識層を筆頭に、多大な不利益を生んでいる。
- ⑤ 旧姓の通称使用を認める企業は内閣府調べで半数以下。各種免許証や健康保険証、登記簿、一部国家資格などでは旧姓の使用が認められていない。法的根拠のない旧姓と、戸籍姓との煩雑な使い分け、いわゆる二重氏使いは、本人のみならず、管理・事務側での手間とコストの増大を招いている。また改姓した側だけが、仕事先など必要のない範囲にまで婚姻状態を知らしめることになる旧姓の通称使用および旧姓併記は、プライバシーの侵害となり、苦痛を感じる人が少なくない。
- ⑥ 互いの姓の維持のための事実婚が増え、婚姻制度の形骸化が進んでいる。事実婚では正式な配偶者とみなされず、共同名義の不動産が持てない、パートナーの入院・手術・死亡時の手続ができない、生命保険の受取人になれないといった不利益が生じる可能性

がある。さらに子供の共同親権がない、財産を相続できない、配偶者控除や相続税非課税枠、配偶者ビザの対象外であるなど、法律婚に比べて圧倒的に保護が薄い、もしくは除外されている。社会的偏見の目にさらされることも少なくない。

- ⑦ 子連れ再婚が増える中、本人のみならず家族まで望まない改姓による苦痛を強いられる場合が多い。

夫婦同姓は「日本の伝統」ではありません。1876年、太政官指令において初めて夫婦の姓のあり方が規定された時、武家の慣習に倣い「夫婦別氏（姓）」と定められました。ところが1898年、明治政府は非常に封建的な家父長制の「家制度」のもとで「夫婦同氏（姓）」を民法に規定。この家制度は戦後まもなく廃止され、婚姻は「家に入るもの」ではなく「両性の合意のみに基づいて成立するもの」と再定義されました。そこで1970年代から約40年にわたり、選択的夫婦別姓の導入が議論されてきたのです。1996年2月法制審議会で民法の一部改正の答申に続き、1999年6月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされましたが、一部議員の強硬な反対から法改正に至っていません。

「慣習」という名の社会的圧力により、改姓するのは96%が女性という圧倒的な不均等が続いている点について、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、2003年、2009年、2016年と繰り返し民法改正を勧告していますが、政府はこれに沿わない姿勢を続けています。過去に法律で夫婦同姓を義務づけていた国は、明治政府が民法制定のために参考にしたというドイツをはじめ数々ありましたが、120年の間に男女同権の見地から次々と法改正し、日本だけが取り残されている現状です。

2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも、結婚及び家族に関する事柄は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と述べました。しかし、3年経過した現在も、依然として国会審議は進んでいません。

このような状況に一石を投じるため、2018年1月、婚姻で妻姓に改姓したIT企業社長らが、強制的夫婦同姓による社会的不利益を訴えた訴訟を提起しました。当該訴訟を含め、2018年においては全4件の選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が相次いで提訴されました。そのすべてで男性が原告に含まれていることから、選択的夫婦別姓の導入は、男女どちらの利益にもかなうものであることが明らかです。また、夫婦の姓のあり方を「強制」ではなく「選択」としている以上、夫婦同姓を希望する人たちの権利を奪うものでもありません。

「夫婦別姓は家族の一体感を損なう」という反対論も聞かれますが、これにも根拠はありません。日本以外に夫婦同姓を強制している国はなく、また日本人と外国人との国際結婚でも夫婦別姓は認められており、家族間で姓が違うことに由来する社会問題が各国で起きているという報告は確認されていません。冒頭の内閣府世論調査でも「家族の名字（姓）が違っていても一体感（きずな）に影響がないと思う」と答えた国民は64.3%にのぼり、「一体感（きずな）が弱まると思う」と答えた31.5%を2倍以上の大差で上回っています。

以上の観点から、婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の導入は急務といえます。

つきましては国に対し、選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書を提出いただきますよう陳情いたします。

## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が同姓も別姓も選べる、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回りました。特に多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。

1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから23年が経過しましたが、未だ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていません。最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については裁判で見出すことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねました。しかし、3年以上にわたって議論が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が4件も提起されています。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えています。改姓によって、これまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実です。家族のあり方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国および国会の責務であると考えます。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成31年 月 日

北海道中川郡幕別町議会

### 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣